

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請書

平成○年○月○日

九州経済産業局長 殿

D販売業株式会社  
代表取締役社長 経済太郎  
東京都千代田区霞が関1-3-1

下記の生産（確認）揮発油品質維持計画について揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第1項（第2項）の認定を受けたいので申請します。

## 記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
D販売業(株)、東京都千代田区霞が関1-3-1、  
代表取締役社長 経済太郎
- 2 登録年月日及び登録番号  
昭和（平成）○年○月○日、○-第○○○○○号
- 3 申請給油所の名称及び所在地  
E給油所 東京都千代田区霞が関1-3-1
- 4 計画開始日及び計画終了日  
平成○年○月○日及び平成○年○月○日
- 5 申請前流通経路及び申請後流通経路（申請前及び申請後の主たる生産又は確認揮発油流通経路。以下同じ。）  
申請前流通経路  
A生産業者等（B確認供給者）－（T共同油槽所経由）－C特約店－  
D販売業(株)・E給油所  
申請後流通経路 同上
- 6 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第4項第6号の措置  
上記5に掲げる申請前流通経路を構成する者が、申請の日前一月間申請給油所を用いて法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、申請の日前一月間に申請給油所を用いて販売した揮発油について分析し、法律第13条の規格に適合していることについて、自主分析結果を記載した帳簿の写しを作成又は登録分析機関の分析結果証明を受けている。
- 7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第4項第7号の措置  
上記5に掲げる申請後流通経路を構成する者が、申請の日から計画終了日までの間に申請給油所を用いて法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、申請後流通経路にあるすべての者が、申請給油所を用いて法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを誓約するとともに、連帯損害賠償契約の締結及び消費者に対する連帯損害賠償約款を作成している。
- 8 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第4項第8号に関すること  
B確認供給者が確認計画期間中において有効な登録分析機関との分析委託契約を締結し、供給する揮発油の品質について確認を受けることとしている。

（備考）1 不用な字句は消して使用すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 ×印の項は、記載しないこと。

4 8は確認揮発油品質維持計画の場合のみ記載すること。

生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請にあたっての申請前  
流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書

E給油所の生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書は、下記のとおりです。

記

申請前流通経路にある下記の者すべてが、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことが確実であり、平成〇年〇月〇日までの間、申請後流通経路にある下記の者すべてが、法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、下記の者すべてが法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを誓約するとともに、平成〇年〇月〇日までの間において有効な連帯損害賠償契約の締結及び消費者に対する連帯損害賠償約款を作成していることを証明します。

平成〇年〇月〇日

申請前 及 び 流通 経 路	(生産業者等)	A生産会社 代表者の氏名 住所	Ⓜ
	又は (確認供給者)	B確認会社 代表者の氏名 住所	Ⓜ
	(特約店)	C特約店 代表者の氏名 住所	Ⓜ
	(揮発油販売業者)	D揮発油販売業者 代表者の氏名 住所	Ⓜ

- (注) 1 代表者から本様式に係る証明等に係る権限を文書をもって委任されている者（例えば支店長等）は代表者に代わって行うことができる。  
2 流通経路の実態に応じて適宜記入する欄の数を増減できることとし、左端のカッコ欄についても適宜実態に即した呼称（特約店、経済連等）を用いること。

## 確認揮発油品質維持計画認定申請にあたっての品質確認証明書

E 給油所の確認揮発油品質維持計画認定申請にあたっての品質確認証明書は、下記のとおりです。

### 記

B 確認供給者が供給する揮発油の品質について、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第1項第2号イに規定する登録分析機関の確認を定期的に行うための措置として、B 確認供給者とG 登録分析機関が平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間において有効な分析委託契約を締結していることを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(確認供給者) B 確認供給者

代表者の氏名

□

住所

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

## 生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請書

平成○年○月○日

九州経済産業局長 殿

D販売業株式会社

代表取締役社長 経済太郎

東京都千代田区霞が関 1-3-1

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 7 第 1 項の認定を受けたいので下記のとおり申請します。

## 記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
D販売業(株)、東京都千代田区霞が関 1-3-1、  
代表取締役社長 経済太郎
- 2 認定年月日及び認定番号  
平成○年○月○日、○-第○○○○○号-○○○
- 3 登録年月日及び登録番号  
昭和（平成）○年○月○日、○-第○○○○○号
- 4 認定計画に係る給油所の名称及び所在地  
E給油所 東京都千代田区霞が関 1-3-1
- 5 変更前の計画終了日及び変更後の計画終了日  
平成○年○月○日及び平成○年○月○日
- 6 申請前流通経路及び申請後流通経路（申請前及び申請後の主たる生産又は確認揮発油流通経路。以下同じ。）  
申請前流通経路  
A生産業者等（B確認供給者）－（T共同油槽所経由）－C特約店－D販売業(株)・E給油所  
申請後流通経路 同上
- 7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 2 第 4 項第 6 号の措置  
上記 6 に掲げる申請前流通経路を構成する者が、計画の認定の申請の日（変更された計画終了日の変更の認定にあつては最後に受けた第十四条の七第一項の認定の申請の日。以下同じ。）から第十四条の七第一項の認定の申請の日までの間申請給油所を用いて法律第 13 条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、申請前流通経路にあるすべての者が、第十四条の七第一項の認定の申請の日まで有効な連帯損害賠償契約を締結しているとともに、延長前の生産（確認）揮発油品質維持計画に基づく揮発油分析のための登録分析機関の分析結果証明を受けるなどの品質管理を実施している。
- 8 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 2 第 4 項第 7 号の措置  
上記 6 に掲げる申請後流通経路を構成する者が、申請の日から計画終了日までの間に申請給油所を用いて法律第 13 条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、申請後流通経路にあるすべての者が、申請給油所を用いて法律第 13 条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを誓約するとともに、連帯損害賠償契約の締結及び消費者に対する連帯損害賠償約款を作成している。
- 9 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 2 第 4 項第 8 号に関すること  
B確認供給者が確認計画期間中において有効な登録分析機関との分析委託契約を締結し、供給する揮発油の品質について確認を受けることとしている。

- (備考) 1 不用な字句は消して使用すること。  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
3 ×印の項は、記載しないこと。  
4 8 は確認揮発油品質維持計画の場合のみ記載すること。

生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての  
申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書

E 給油所の生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書は、下記のとおりです。

記

申請前流通経路にある下記の者すべてが、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売していないことが確実であり、平成〇年〇月〇日までの間、申請後流通経路にある下記の者すべてが、法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、下記の者すべてが法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを誓約するとともに、平成〇年〇月〇日までの間において有効な連帯損害賠償契約の締結及び消費者に対する連帯損害賠償約款を作成していることを証明します。

平成〇年〇月〇日

申請前 及び 流通 経路	(生産業者等)	A 生産会社 代表者の氏名 住所	Ⓜ
	又は (確認供給者)	B 確認会社 代表者の氏名 住所	Ⓜ
	(特約店)	C 特約店 代表者の氏名 住所	Ⓜ
	(揮発油販売業者)	D 揮発油販売業者 代表者の氏名 住所	Ⓜ

- (注) 1 代表者から本様式に係る証明等に係る権限を文書をもって委任されている者（例えば支店長等）は代表者に代わって行うことができる。
- 2 流通経路の実態に応じて適宜記入する欄の数を増減できることとし、左端のカッコ欄についても適宜実態に即した呼称（特約店、経済連等）を用いること。

確認揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての品質確認証明書

別紙に掲げる申請給油所の確認揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての品質確認証明書は、下記のとおりです。

記

B 確認供給者が供給する揮発油の品質について、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する登録分析機関の確認を定期的に行うための措置として、B 確認供給者と G 登録分析機関が平成〇〇年 10 月 30 日までの間において有効な分析委託契約を締結していることを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(確認供給者) B 確認供給者

代表者の氏名

□

住所

(別紙)

B 確認供給者が揮発油を供給している申請給油所

給油所 住所

- •
- •
- •